

他市町村の地域密着型サービスの利用について

令和元年 6月
南アルプス市 介護福祉課

介護保険制度における地域密着型サービスは、原則としてその事業所（施設）所在地である市町村の被保険者のみが利用可能となっております。（介護保険法第78条の2）

ただし、**特別な事情等**がある場合について、特例として事業所が所在する市町村長の同意により、他市町村の被保険者の利用が可能となっております。

①南アルプス市の被保険者が市外の地域密着型サービスの利用を希望する場合。

⇒利用先の事業所が所在する市町村長の同意が必要となります。

②他市町村の被保険者が南アルプス市の地域密着型サービスの利用を希望する場合。

⇒南アルプス市長の同意が必要となります。

なお、利用に際し、市町村間の同意に基づき当該サービス事業所の指定を行う必要があります。（同意と指定）ご相談は、①については南アルプス市、②については、利用を希望するサービス事業所の所在する市町村へ早めにお問い合わせください。

特別な事情等について、特に①においては以下の様な状況を視点として考えております。

- （1）利用希望の事業所所在地が南アルプス市の隣接市町であり、尚且つ南アルプス市内の地域密着型サービス事業所の定員に空きが無いこと。
- （2）利用希望の事業所所在地の市町村に、利用希望者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。
- （3）虐待等の理由により、世帯分離にて市外のサービス利用が必要となる場合。
- （4）市外に住民登録があり、住所地特例として南アルプス市の介護保険被保険者となっている場合。
- （5）上記の他、当該サービス事業所利用を強く希望する理由。
例：南アルプス市内に、利用者の生活課題解決にマッチングするサービス事業所が存在しない。

本来なら、当該市町村の被保険者が利用すべき定員枠を利用することとなりますので、利用者の希望等による理由のみでは協議致しかねますので、ご注意ください。

協議の結果、利用が出来ない場合も当然起こり得ますので、このことについても併せてご承知ください。

《利用協議に関する流れ》

①の場合について、南アルプス市宛てに「市外地域密着型サービス事業所の利用による協議書」を提出していただきます。※別添

【利用協議に関する一連の流れ】

1. 利用者から相談（担当介護支援専門員が）
2. 必要性を検討の上、当該事業所へ利用に関する事前相談。
3. 上記②を踏まえ、南アルプス市へ相談。
「利用に関する協議書」を南アルプス市へ提出。
4. 「利用に関する協議書」の内容を精査の後、当該市町村へ利用協議の旨、事前連絡。
5. 当該市町村宛て、「事業所の指定(利用)に係る同意について」依頼。
6. 当該市町村より、利用同意の可否について回答。
7. 上記回答結果を、当該事業所宛てに文書で通知。
※担当介護支援専門員へは、電話等により結果を連絡。
8. 当該事業所が南アルプス市の事業所指定を申請。
9. 事業所指定開始以降、当該事業所のサービス利用開始。
※利用中はモニタリングにて、利用継続の必要性を評価する。
10. 利用終了⇒他に南アルプス市の被保険者の利用が無ければ、指定廃止。

②の場合について、当該市町村の介護保険担当へ相談のうえ、必要な手続きを行って下さい。※おおよそ、南アルプス市と同様の流れだと思えます。

この場合は、南アルプス市が利用同意の可否を決定します。その際の協議の視点として以下の項目を参考とします。

- (1) 他の市町村が当該サービス事業所を指定する方針が固まっており、次に掲げる事項のいずれも満たしていること。
 - ア 他市町村の利用者の割合は、当該サービス事業所の利用契約者の2割以内であること。（みなし指定による利用者を含む。）
 - イ 当該利用者の住所が南アルプス市の隣接市町であること。
- (2) 南アルプス市内にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。
- (3) 虐待等の理由の場合。
- (4) 住所地特例対象者として南アルプス市に住民登録してあり、通所系の地域密着型サービスを利用する場合。

①同様、利用に際して相応の理由が必要となりますので、当該市町村へ十分に相談のうえ、利用協議の申請をお願いいたします。

《参考まで》

*** 「みなし指定」**

平成 28 年 4 月、通常規模型から地域密着型へ移行した通所介護事業所において、当該事業所を利用する他市町村の被保険者（利用者）については、当該他市町村の事業者指定を受けたこととみなす（みなし指定）という取扱いになっています。

*** 「他市町村による指定」**

他市町村の地域密着型サービス利用に際し、当該サービス事業所の指定を行う必要があるが、通常の居宅サービスの指定と違い、あくまで利用者がいることを前提に指定することとなる。

南アルプス市の被保険者 A さんを例に。

①これまで南アルプス市の利用が無い、隣市の B 事業所。

指定（利用）協議の後、南アルプス市の事業者指定を受ける。

②既に南アルプス市の利用者がいる、隣町の C 事業所。

既に南アルプス市の指定を受けており、利用協議のみで可。

上記①②共に、南アルプス市の被保険者の利用が終了となったところで、指定廃止の届出を行う。※利用者がいなければ指定の効力は継続しない。

*** 「地域密着型介護老人福祉施設」について**

上記については、いわゆる「住所地特例対象施設」ではありません。従って、当該市町村間により利用協議は行ないません。

ただし、以下の様な場合は当該他市町村（保険者）と協議する場合があります。

* 南アルプス市内の住所地特例対象施設を利用している、市内に住民登録している他市町村の被保険者が、身体或いは認知機能等の著しい低下等により、【地域密着型介護老人福祉施設】或いは【認知症対応型共同生活介護】への入居の必要性が生じた等。
この様な状況において、入所日以降は南アルプス市が被保険者となりますが、サービス付高齢者向け住宅（サ高住）の利用者が経年により生活困難となった場合、同様の事態が複数起こることと考えられます。よって、以下の様な視点で検討することを考えています。

原則、南アルプス市へ転入後 6 箇月を経過した方を対象とするが、

- ・ 南アルプス市内にその方を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合
- ・ 虐待等の理由

*** 住所地特例対象者が、住所地の地域密着型サービスを利用する場合。**

平成 27 年 4 月の法改正により、①住所地の市町村の指定を受けた地域密着型サービス②住所地の市町村が実施する地域支援事業 が利用可能です。

〈特定地域密着型サービス〉（法 8 条第 14 項）

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④小規模多機能型居宅介護 ⑤複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) ⑥地域密着型通所介護

〈特定地域密着型介護予防サービス〉（法 8 条の 2・12 項）

①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護